

徳島県告示第四百十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和元年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 N・エチル・一・（三・メトキシフェニル）シクロヘキサン・一・アミン

（通称 三・MeO・PCE）及びその塩類

2 化学名

一・（四・シアノブチル）・N・（二・フェニルプロパン・二・イル）・

一H・ピロロ「二、三・b」ピリジン・三・カルボキサミド（通称 CUM

YL・四CN・B七AICA）及びその塩類

二 指定の理由

一の1及び2に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和元年六月二十日